

建築物移動等円滑化基準適用面積早見表(単位[m²] 赤字部分がH28.4.1以降改正部分)

建築物移動等円滑化基準	一般基準											移動等円滑化経路										視覚障害者移動等円滑化経路
	廊下幅等、右記を除く基準	車いす使用者用便所	オストメイト	ベビーカー	ベビーカー	大型ベッド	多目的トイレ以外にオストメイト設備とオムツ替え設備設置	ホテル旅館に車いす使用者用便所設置	車いす使用者用駐車場の確保	案内設備付近の回転灯・電光表示装置等	敷地内通路	敷地内と前面道路の点字ブロック接続	出入口	建築物の主たる出入口の構造	屋外への出入口の庇等	音声誘導	授乳、おむつ交換ができる場所	乳幼児を預かる事ができる室	休憩スペース	エレベーター		
特別特定建築物	全て	全て	全て	-	-	全て	-	-	5000	-	全て	1000	全て	全て	全て	-	-	-	1000	全て		
学校	全て	2000	2000	-	-	-	-	-	5000	-	全て	-	全て	全て	-	-	-	-	1000	-		
特別支援学校	全て	2000	2000	-	-	-	-	-	5000	-	全て	-	全て	全て	-	-	-	-	1000	-		
幼稚園、小学校、中学校、高校、中等教育学校、大学、高等専門学校	500	2000	2000	-	-	-	-	-	5000	-	全て	-	全て	全て	-	-	-	-	1000	-		
上記以外の学校(各種学校、専修学校等)	500	2000	2000	-	-	-	-	-	5000	-	全て	-	全て	全て	-	-	-	-	1000	-		
病院	全て	全て	全て	全て	全て	全て	2000	-	5000	-	全て	全て	全て	全て	全て	100	-	-	1000	全て		
診療所	100	100	100	100	-	-	-	-	5000	-	全て	100	全て	全て	-	-	-	-	1000	100		
劇場、観覧場、映画館又は演芸場	全て	全て	全て	全て	1000	2000	2000	-	5000	-	全て	1000	全て	全て	1000	1000	1000	5000	1000	全て		
集会場又は公会堂	全て	全て	全て	全て	500	2000	2000	-	5000	-	全て	1000	全て	全て	1000	500	-	5000	1000	全て		
展示場	500	500	500	500	-	-	-	-	5000	-	全て	1000	全て	全て	-	-	-	-	1000	500		
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	100	100	100	100	5000	2000	5000	-	5000	-	全て	1000	全て	全て	2000	5000	-	5000	1000	100		
ホテル又は旅館	200かつ10室	200かつ10室	200かつ10室	200かつ10室	1000 ^注	2000 ^注	5000 ^注	25室	5000	-	全て	1000	全て	全て	-	5000 ^注	-	5000 ^注	1000	200かつ10室		
事務所	1000	1000	1000	1000	-	-	-	-	5000	-	全て	-	全て	全て	-	-	-	-	1000	-		
ガス、電気、電気通信の用に供する事務所	1000	1000	1000	1000	-	-	-	-	5000	-	全て	-	全て	全て	-	-	-	-	1000	-		
保健所、税務署その他不特定かつ多数のものが利用する官公庁	全て	全て	全て	全て	全て	全て	全て	-	全て	全て	全て	全て	全て	全て	100	-	-	5000	1000	全て		
共同住宅、寄宿舎又は下宿	1000	1000	1000	1000	-	-	-	-	5000	-	全て	-	全て	全て	-	-	-	-	1000	-		
老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの(主として高齢者、障害者等が利用するものに限る。)	100	100	100	100	-	-	-	-	5000	-	全て	1000	全て	全て	-	-	-	-	1000	100		
老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの(上記以外のもの)、保育所	100	100	100	100	-	-	-	-	5000	-	全て	-	全て	全て	-	-	-	-	1000	-		
老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの	100	100	100	100	-	-	-	-	5000	-	全て	1000	全て	全て	-	-	-	-	1000	100		
体育館等	1000	1000	1000	1000	1000	2000	2000	-	5000	-	全て	1000	全て	全て	1000 ^注	1000	1000	5000	1000	全て		
体育館(一般公共の用に供されるものに限る。)、水泳場(一般公共の用に供されるものに限る。)	全て	全て	全て	全て	1000	2000	2000	-	5000	-	全て	1000	全て	全て	-	-	-	-	1000	-		
体育館、水泳場、ボウリング場その他これらに類する運動施設(上記のものを除き、かつ企業の福利厚生利用者を除く)	500	500	500	500	-	-	-	-	5000	-	全て	-	全て	全て	-	-	-	-	1000	-		
遊技場	1000	1000	1000	1000	1000	2000	2000	-	5000	-	全て	1000	全て	全て	-	1000	1000	5000	1000	1000		
博物館、美術館又は図書館	全て	全て	全て	全て	500	2000	2000	-	5000	-	全て	1000	全て	全て	1000	1000	-	5000	1000	全て		
公衆浴場	500	500	500	500	-	-	-	-	5000	-	全て	1000	全て	全て	-	-	-	-	1000	500		
飲食店	100	100	100	100	-	-	-	-	5000	-	全て	1000	全て	全て	-	-	-	-	1000	100		
クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、その他これらに類するサービス業を営む店舗	100	100	100	100	-	-	-	-	5000	-	全て	1000	全て	全て	-	-	-	-	1000	100		
理美容院	200	200	200	200	-	-	-	-	5000	-	全て	1000	全て	全て	-	-	-	-	1000	200		
郵便局・銀行	100	100	100	100	-	-	-	-	5000	-	全て	1000	全て	全て	1000	-	-	-	1000	100		
自動車教習所、職業訓練校	500	500	500	500	-	-	-	-	5000	-	全て	-	全て	全て	-	-	-	-	1000	-		
車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は荷物の用に供するもの	全て	全て	全て	全て	100	全て	全て	-	5000	2000	全て	全て	全て	全て	全て	100	-	5000	1000	全て		
自動車の停留又は駐車のための施設(一般公共の用に供されるものに限る。)	1000	1000	1000	1000	-	-	-	-	5000	-	全て	1000	全て	全て	-	-	-	-	1000	1000		
公衆便所	50	50	50	50	50	50	-	-	50	-	全て	50	全て	全て	-	-	-	-	50	50		
公共用歩廊	1000	1000	1000	1000	-	-	-	-	5000	-	全て	1000	全て	全て	-	-	-	-	1000	1000		
複合用途建築物	1000	1000	1000	1000	-	-	-	-	5000	-	1000	1000	1000	1000	-	-	-	-	1000	1000		
適用基準に係る条文		令第14条第1項第1号	令第14条第1項第1号	令第14条第1項第1号	令第17条第2項第2号	令第17条第3項第3号	令第17条第3項第3号	令第17条第3項第3号	令第18条第2項第2号	令第18条第2項第2号	令第21条第3号											
適用面積に係る条文		令第14条別表第1	令第14条別表第1	令第14条別表第1	令第14条別表第2	令第17条別表第2	令第17条別表第2	令第17条別表第2	令第18条別表第1	令第18条別表第1	令第21条別表第1											
備考					注:宿泊者以外の利用施設のあるホテルの場合	注:宿泊者以外の利用施設のあるホテルの場合	注:宿泊者以外の利用施設のあるホテルの場合	注:宿泊者以外の利用施設のあるホテルの場合	注:宿泊者以外の利用施設のあるホテルの場合	注:宿泊者以外の利用施設のあるホテルの場合	注:宿泊者以外の利用施設のあるホテルの場合	注:宿泊者以外の利用施設のあるホテルの場合	注:宿泊者以外の利用施設のあるホテルの場合	注:宿泊者以外の利用施設のあるホテルの場合	注:宿泊者以外の利用施設のあるホテルの場合	注:宿泊者以外の利用施設のあるホテルの場合	注:宿泊者以外の利用施設のあるホテルの場合	注:宿泊者以外の利用施設のあるホテルの場合	注:宿泊者以外の利用施設のあるホテルの場合	注:宿泊者以外の利用施設のあるホテルの場合		

*200㎡未満の用途変更の場合、建築物移動等円滑化基準のうち、階段・廊下・傾斜路・敷地内通路・便所の出入口の市80cm以上の規定は適用除外、また建築物の主たる出入口の市80cm以上の規定は100cm以上に読み替えとなる。【条例第14条ただし書】
 ※2,000㎡未満の仮設建築物の場合、条例で付加した建築物移動等円滑化基準(色つき部分の整備項目)は適用除外、また条例で追加した特別特定建築物は全て適用除外となる。【別表第1欄外の備考】

建築物移動等円滑化基準	準移動等円滑化経路					準視覚障害者移動等円滑化経路					敷地内と前面道路の点字ブロック接続	
	出入口	廊下等	傾斜路	エレベーター	敷地内通路	廊下等	階段	傾斜路	エレベーター	敷地内通路		
特別特定建築物	-	-	-	-	-	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000
事務所	-	-	-	-	-	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000
共同住宅	1000	1000	1000	2000	1000	-	-	-	-	-	-	-

凡例
 条例で追加された用途又は基準